

香川県文化会館規則等の一部を改正する等の規則をここに公布する。

平成19年3月30日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第5号

香川県文化会館規則等の一部を改正する等の規則

(香川県文化会館規則の一部改正)

第1条 香川県文化会館規則(昭和41年香川県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(業務)</p> <p>第2条 文化会館は、次の業務を行う。</p> <p>(1) 歴史、芸術、<u>民俗等に関する資料</u>(以下「資料」という。)を収集し、保管し、<u>及び展示すること。</u></p> <p>(2) <u>資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行うこと。</u></p> <p>(3) <u>資料に関する専門的又は技術的な調査研究を行うこと。</u></p> <p>(4) <u>歴史、芸術、民俗等についての講演会、講習会等を開催すること。</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、文化会館の目的を達成するために必要なこと。</u></p>	<p>(業務)</p> <p>第2条 文化会館は、次の業務を行う<u>ものとする。</u></p> <p>(1) 歴史、芸術、<u>民俗等の資料</u>(以下「博物館資料」という。)を収集し、保管し、<u>展示して、教育的配慮のもとに一般県民の利用に供すること。</u></p> <p>(2) <u>一般県民に対して、博物館資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行い、又は資料室、図書室等を利用させること。</u></p> <p>(3) <u>博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。</u></p> <p>(4) <u>博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、館報、調査研究の報告書を作成し、及び頒布すること。</u></p> <p>(5) <u>博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。</u></p> <p>(6) <u>他の博物館等と緊密に連絡し、協力し、刊行物及び情報の交換、博物館資料の相互貸借等を行うこと。</u></p> <p>(7) <u>学校、図書館、公民館等の諸施設と協力し、その活動を援助すること。</u></p> <p>(8) <u>文化講座を開設すること。</u></p> <p>(9) <u>施設及び展示用その他の設備器具の使用に関すること。</u></p> <p>(10) <u>前各号に掲げるもののほか、文化会館の設置目的を達成するために必要なこと。</u></p> <p>(組織)</p> <p>第3条 文化会館に次の課を置く。</p> <p>(1) 総務課</p>

(開館時間)

第3条 略

2 略

3 教育委員会が必要と認めるときは、前2項の規定にかかわらず、臨時に、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第4条 略

(1) 略

(2) 12月29日から翌年1月3日までの日

(2) 事業課

(職員)

第4条 文化会館に、次の職員を置く。

(1) 館長

(2) 次長

(3) 課長

(4) 主任専門学芸員

(5) 主任

(6) 専門学芸員

(7) 主任学芸員

(8) 学芸員

(9) その他の職員

(職務)

第5条 館長は、上司の命を受けて、館務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 次長は、館長を補佐し、館長に事故があるときは、その職務を行う。

3 課長は、上司の命を受けて、その課に属する事務を処理する。

4 主任専門学芸員、専門学芸員、主任学芸員及び学芸員は、上司の命を受けて、博物館法（昭和26年法律第285号）第4条第4項に規定する事務に従事する。

5 主任は、上司の命を受けて、事務を処理する。

6 その他の職員は、上司の命を受けて、事務又は技術に従事する。

(開館時間)

第6条 略

2 略

3 館長が必要と認めるときは、前2項の規定にかかわらず、臨時に、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第7条 休館日は、次のとおりとする。

(1) 略

(2) 12月29日から翌年1月3日まで

2 教育委員会が必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず臨時に休館日を変更し、又は休館日を設けることができる。

(利用の許可)

第5条 文化会館の施設のうち芸能ホール、和室、会議室、講習室及び展示室（以下「会場」という。）を利用しようとする者は、香川県文化会館利用許可申請書（第1号様式）を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の香川県文化会館利用許可申請書は、利用しようとする日（2日以上継続して使用しようとする場合は、その初日）の1年前の日の属する月の初日から7日前までに提出しなければならない。ただし、教育委員会が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

3 教育委員会は、第1項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしないことができる。

(1)～(3) 略

4 略

(利用の許可の変更)

第6条 前条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、香川県文化会館利用変更申請書（第2号様式）を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の場合において、利用する日を変更しようとするときは、前条第2項に規定する期間内に香川県文化会館利用変更申請書を提出しなければならない。ただし、教育委員会が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

3 略

(利用の中止の届出)

第7条 利用者は、会場の利用を中止しようとするときは、香川県文化会館利用中止届（第3号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

(利用の許可の取消し等)

第8条 教育委員会は、利用者又は第6条第1項の許可を受けた者が次の各

2 館長が必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず臨時に休館日を変更することができる。

(使用の許可)

第8条 文化会館の施設のうち芸能ホール、和室、会議室、講習室及び展示室（以下「会場」という。）を使用しようとする者は、香川県文化会館使用許可申請書（第1号様式）を館長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の香川県文化会館使用許可申請書は、使用しようとする日（2日以上継続して使用しようとする場合は、その初日）の1年前の日の属する月の初日から7日前までに提出しなければならない。ただし、館長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

3 館長は、第1項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしないことができる。

(1)～(3) 略

4 略

(使用の許可の変更)

第9条 前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、香川県文化会館使用変更申請書（第2号様式）を館長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の場合において、使用する日を変更しようとするときは、前条第2項に規定する期間内に香川県文化会館使用変更申請書を提出しなければならない。ただし、館長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

3 略

(使用の中止の届出)

第10条 使用者は、会場の使用を中止しようとするときは、香川県文化会館使用中止届（第3号様式）を館長に提出しなければならない。

第11条 削除

(使用の許可の取消し等)

第12条 館長は、使用者又は第9条第1項の許可を受けた者が次の各号のい

号のいずれかに該当するときは、第5条第1項又は第6条第1項の許可を取り消し、又は文化会館の利用の停止を命ずることができる。

- (1) この規則の規定に違反し、又は教育委員会の指示に従わなかったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により第5条第1項又は第6条第1項の許可を受けたとき。
- (3) 第5条第3項各号（第6条第3項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当することとなったとき。
- (4) 第5条第4項（第6条第3項において準用する場合を含む。）の規定により付された許可の条件に違反したとき。
- (5) 略

（入館の規制）

第9条 次の各号のいずれかに該当する者については、文化会館内への入館を拒否し、又は文化会館からの退館を命ずることができる。

- (1) 他人に迷惑を及ぼした者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となるおそれのある物品を携帯する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、文化会館の管理運営上支障があると認められる者

（使用料の還付）

第10条 次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める額の使用料を還付する。

- (1) 天災地変その他利用者の責めに帰することができない理由により利用できなくなったとき。 全額
- (2) 利用の許可の変更により過納額が生じたとき。 当該過納額
- (3) 会場を利用する日（2日以上継続して利用する場合は、その初日）の1月前までに第7条の規定による届出があったとき。 半額

（常設展示室観覧料の免除）

第11条 略
2～6 略

ずれかに該当するときは、第8条第1項又は第9条第1項の許可を取り消し、又は文化会館の使用の停止を命ずることができる。

- (1) この規則の規定に違反し、又は館長の指示に従わなかったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により第8条第1項又は第9条第1項の許可を受けたとき。
- (3) 第8条第3項各号（第9条第3項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当することとなったとき。
- (4) 第8条第4項（第9条第3項において準用する場合を含む。）の規定により付された許可の条件に違反したとき。
- (5) 略

（入場の規制）

第13条 次の各号のいずれかに該当する者については、文化会館内への入場を拒否し、又は文化会館からの退場を命ずることができる。

- (1) 伝染性の病気にかかっている者
- (2) 他人に迷惑をかける行為又は他人に嫌悪の情を催させる行為をする者
- (3) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となるおそれのある物を携行する者
- (4) その他文化会館の管理運営上支障があると認められた者

（使用料の還付）

第13条の2 館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める額の使用料を還付する。

- (1) 天災地変その他使用者の責めに帰することができない理由により使用できなくなったとき。 全額
- (2) 使用の許可の変更により過納額が生じたとき。 当該過納額
- (3) 会場を使用する日（2日以上継続して使用する場合は、その初日）の1月前までに第10条の規定による届出があったとき。 半額

（常設展示室観覧料の免除）

第14条 略
2～6 略

7 第1項第6号に掲げる者は、あらかじめ、観覧料免除申請書（第4号様式）を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

（常設展示室観覧料の減額）

第12条 略

2・3 略

（損害賠償の責任）

第13条 利用者は、その責めに帰すべき理由により利用の許可を取り消され、又は利用を停止されたために損害を被る場合においても、その損害の賠償を請求することができない。

第14条 略

第15条 文化会館に保管を委託された資料が、災害その他の不可抗力によって損傷又は滅失した場合は損害賠償の責任を負わない。

第16条・第17条 略

第18条 会議は教育委員会が招集し、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

第19条 略

（補則）

第20条 この規則に定めるもののほか、文化会館の管理に関し必要な事項は、別に定める。

7 第1項第6号に掲げる者は、あらかじめ、観覧料免除申請書（第4号様式）を館長に提出し、その許可を受けなければならない。

（常設展示室観覧料の減額）

第14条の2 次の各号のいずれかに該当する者については、常設展示室観覧料を団体で利用する場合における常設展示室観覧料に相当する額に減額する。

(1)～(3) 略

2・3 略

（損害賠償の責任）

第15条 使用者は、その責めに帰すべき理由により使用の許可を取り消され、又は使用を停止されたために損害を被る場合においても、その損害の賠償を請求することができない。

第16条 略

第17条 文化会館に保管を委託された博物館資料が、災害その他の不可抗力によって損傷又は滅失した場合は損害賠償の責任を負わない。

第18条・第19条 略

第20条 会議は館長が招集し、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

第21条 略

（雑則）

第22条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

香川県文化会館利用許可申請書

年 月 日

香川県教育委員会 殿

申請者 住所

氏名

(団体にあつては、その名称及び代表者の氏名)

電話番号 () —

香川県文化会館の利用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

利用目的	行事等の名称					
	行事等の内容					
利用日	年月日()から	日間	入場予定人員	1日	人予定	
	年月日()まで			1回		人予定
展示室	展示会の区分	公募展・企画展・個展・遺作展・団体の会員の発表展・その他()				
	利用展示室	A・B・C	金曜日の時間延長	有()・無		
	日程	搬入・設営	月日()	:	~	月日()
		展覧	月日()	:	~	月日()
		撤収・搬出	月日()	:	~	月日()
仮設物設置の有無	有()・無					
展示室B東側壁面	パネル・ウィンドー	設営・撤収者名				
芸能ホール	平日利用	:	~	:	<input type="checkbox"/> 舞台のみ利用	
	土・日・祝日利用	:	~	:	<input type="checkbox"/> 舞台のみ利用	
	開演・閉演時間	開場	:	開演(開会)	:	閉演(閉会)
和室	利用時間	:	~	:	<input type="checkbox"/> 芸能ホールも利用	
	開演・閉演時間	開場	:	開演(開会)	:	閉演(閉会)
会議室	利用時間	:	~	:		
	開演・閉演時間	開場	:	開演(開会)	:	閉演(閉会)
講習室	利用時間	:	~	:	※ <input type="checkbox"/> 芸術文化関係の内容 <input type="checkbox"/> その他の内容	
	開演・閉演時間	開場	:	開演(開会)	:	閉演(閉会)
附属設備、器具等	<input type="checkbox"/> 利用しない <input type="checkbox"/> 利用する(別紙のとおり)					
利用責任者	住所					
	氏名	電話番号	()	—		
入場料	有料()・無料	販売物	有()・無			
備考						

注 1 利用する会場等の□にL印を付してください。

2 ※印の欄には、記入しないでください。

香川県文化会館使用許可申請書

年 月 日

香川県文化会館長 殿

申請者 住所

氏名

(団体にあつては、その名称及び代表者の氏名)

電話番号 () —

香川県文化会館の使用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

使用目的	行事等の名称					
	行事等の内容					
使用日	年月日()から	日間	入場予定人員	1日	人予定	
	年月日()まで			1回		人予定
展示室	展示会の区分	公募展・企画展・個展・遺作展・団体の会員の発表展・その他()				
	使用展示室	A・B・C	金曜日の時間延長	有()・無		
	日程	搬入・設営	月日()	:	~	月日()
		展覧	月日()	:	~	月日()
		撤収・搬出	月日()	:	~	月日()
仮設物設置の有無	有()・無					
展示室B東側壁面	パネル・ウィンドー	設営・撤収者名				
芸能ホール	平日使用	:	~	:	<input type="checkbox"/> 舞台のみ使用	
	土・日・祝日使用	:	~	:	<input type="checkbox"/> 舞台のみ使用	
	開演・閉演時間	開場	:	開演(開会)	:	閉演(閉会)
和室	使用時間	:	~	:	<input type="checkbox"/> 芸能ホールも使用	
	開演・閉演時間	開場	:	開演(開会)	:	閉演(閉会)
会議室	使用時間	:	~	:		
	開演・閉演時間	開場	:	開演(開会)	:	閉演(閉会)
講習室	使用時間	:	~	:	※ <input type="checkbox"/> 芸術文化関係の内容 <input type="checkbox"/> その他の内容	
	開演・閉演時間	開場	:	開演(開会)	:	閉演(閉会)
附属設備、器具等	<input type="checkbox"/> 使用しない <input type="checkbox"/> 使用する(別紙のとおり)					
使用責任者	住所					
	氏名	電話番号	()	—		
入場料	有料()・無料	販売物	有()・無			
備考						

注 1 使用する会場等の□にL印を付してください。

2 ※印の欄には、記入しないでください。

(別紙)

(日本工業規格A列4番)

行事名 () 利用日 年 月 日 () ~ 年 月 日 ()

種別	名 称	単 位	数 量			※ 計
			9時から 12時まで	12時から 17時まで	17時から 22時まで	
展 示 用 具	受 付 用 小 机	1台				
	展 示 ケ ー ス A	〃				
	展 示 ケ ー ス B	〃				
	彫 塑 台	〃				
	展 示 台	〃				
	衣 装 掛 け	〃				
			数 量			
舞 台 用 具	ひな壇(5枚1組)	1組				
	ピンスポットライト	1台				
	スポットライト	〃				
	フットライト	1式				
	演 台 設 備	〃				
	赤 毛 せ ん	1枚				
	赤 布 団	〃				
	折りたたみいす	1脚				
	ピ ア ノ	1式				
	金びょうぶ(大)	1双				
そ の 他	スライド映写機	1式				
	金びょうぶ(小)	1双				
	音 響 装 置	1式				
	毛せん(茶席用)	1枚				
	座 布 団	〃				
冷暖房の使用	<input type="checkbox"/> 冷 <input type="checkbox"/> 暖	房				
電気特別使用	1kW	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				

- 注 1 冷暖房については、該当する方の□にL印を付し、使用する時間帯に○印を付してください。
 2 電気特別使用については、該当する方の□にL印を付し、有の場合は、使用電力量及び使用時間を数量の欄に記入してください。
 3 2日以上利用するときは、数量の欄に利用日も記入してください。
 4 ※印の欄には、記入しないでください。

(別紙)

(日本工業規格A列4番)

行事名 () 使用日 年 月 日 () ~ 年 月 日 ()

種別	名 称	単 位	数 量			※ 計
			9時から 12時まで	12時から 17時まで	17時から 22時まで	
展 示 用 具	受 付 用 小 机	1台				
	展 示 ケ ー ス A	〃				
	展 示 ケ ー ス B	〃				
	彫 塑 台	〃				
	展 示 台	〃				
	衣 装 掛 け	〃				
			数 量			
舞 台 用 具	ひな壇(5枚1組)	1組				
	ピンスポットライト	1台				
	スポットライト	〃				
	フットライト	1式				
	演 台 設 備	〃				
	赤 毛 せ ん	1枚				
	赤 布 団	〃				
	折りたたみいす	1脚				
	ピ ア ノ	1式				
	金びょうぶ(大)	1双				
そ の 他	スライド映写機	1式				
	金びょうぶ(小)	1双				
	音 響 装 置	1式				
	毛せん(茶席用)	1枚				
	座 布 団	〃				
冷暖房の使用	<input type="checkbox"/> 冷 <input type="checkbox"/> 暖	房				
電気特別使用	1kW	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				

- 注 1 冷暖房については、該当する方の□にL印を付し、使用する時間帯に○印を付してください。
 2 電気特別使用については、該当する方の□にL印を付し、有の場合は、使用電力量及び使用時間を数量の欄に記入してください。
 3 2日以上使用するときは、数量の欄に使用日も記入してください。
 4 ※印の欄には、記入しないでください。

香川県文化会館利用変更申請書

年 月 日

香川県教育委員会 殿

申請者 住 所
氏 名
（団体にあつては、その名称及び代表者の氏名）
電話番号（ ） —

年 月 日付け第 号で許可のあつた香川県文化会館の利用について、次のとおり変更したいので申請します。

変更の内容	変 更 前	変 更 後
変更の理由		

香川県文化会館使用変更申請書

年 月 日

香川県文化会館長 殿

申請者 住 所
氏 名
（団体にあつては、その名称及び代表者の氏名）
電話番号（ ） —

年 月 日付け第 号で許可のあつた香川県文化会館の使用について、次のとおり変更したいので申請します。

変更の内容	変 更 前	変 更 後
変更の理由		

香川県文化会館利用中止届

年 月 日

香川県教育委員会 殿

届出者 住 所

氏 名

(団体にあつては、その名称及び代表者の氏名)

電話番号 () —

年 月 日付け第 号で許可のあつた香川県文化会館の利用について、次の理由により中止したいので届け出ます。

利用中止の理由

香川県文化会館使用中止届

年 月 日

香川県文化会館長 殿

申請者 住 所

氏 名

(団体にあつては、その名称及び代表者の氏名)

電話番号 () —

年 月 日付け第 号で許可のあつた香川県文化会館の使用について、次の理由により中止したいので届け出ます。

使用中止の理由

観覧料免除申請書

年 月 日

香川県教育委員会 殿

申請者 住 所
氏 名 ㊤

次のとおり入室したいので観覧料の免除を申請します。

目 的	
学 校 名	
入室人数(引率者を除く。)	
引 率 者 職 氏 名	
入 室 日 時	年 月 日 () 時から 時まで

観覧料免除申請書

年 月 日

香川県文化会館長 殿

申請者 住 所
氏 名 ㊤

次のとおり入室したいので観覧料の免除を申請します。

目 的	
学 校 名	
入室人数(引率者を除く。)	
引 率 者 職 氏 名	
入 室 日 時	年 月 日 () 時から 時まで

(香川県教育委員会事務局等の職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第2条 香川県教育委員会事務局等の職員の職の設置に関する規則(昭和51年香川県教育委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>3 略</p> <p>(1)～(13) 略</p> <p>(14)～(19) 略</p> <p>(20)～(23) 略</p> <p>(24)～(26) 略</p>	<p>3 前2項に規定する機関以外の機関の職員の職は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(13) 略</p> <p>(14) <u>主任専門学芸員</u></p> <p>(15)～(20) 略</p> <p>(21) <u>専門学芸員</u></p> <p>(22)～(25) 略</p> <p>(26) <u>主任学芸員</u></p> <p>(27)～(29) 略</p> <p>(30) <u>学芸員</u></p>

(香川県歴史博物館規則の一部改正)

第3条 香川県歴史博物館規則(平成11年香川県教育委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、香川県歴史博物館条例(平成11年香川県条例第6号。以下「条例」という。)第4条及び第5条の規定に基づき、香川県歴史博物館(以下「博物館」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(業務)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) <u>歴史及び民俗に関する資料</u>(以下「資料」という。)を収集し、保管し、及び展示すること。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) <u>歴史及び民俗についての講演会、講習会等</u>を開催すること。</p> <p>(5) 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、香川県歴史博物館条例(平成11年香川県条例第6号)第4条の規定に基づき、香川県歴史博物館(以下「博物館」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(業務)</p> <p>第2条 博物館は、次の業務を行う。</p> <p>(1) <u>郷土の歴史に関する資料</u>(以下「資料」という。)を収集し、保管し、及び展示すること。</p> <p>(2) <u>資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等</u>を行うこと。</p> <p>(3) <u>資料に関する専門的又は技術的な調査研究</u>を行うこと。</p> <p>(4) <u>資料に関する講演会、講習会等</u>を開催すること。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、博物館の目的を達成するために必要な</p>

こと。

(組織)

第3条 博物館に、総務課及び学芸課を置く。

(分掌事務)

第4条 総務課は、次の事務を処理する。

- (1) 職員の人事、給与及び服務に関すること。
- (2) 予算、決算及び会計に関すること。
- (3) 施設及び設備の利用及び管理に関すること。
- (4) 公印の管理に関すること。
- (5) 文書の收受、発送及び保存に関すること。
- (6) その他学芸課の所管に属しない事項に関すること。

2 学芸課は、次の事務を処理する。

- (1) 資料の収集及び保管に関すること。
- (2) 資料の展示に関すること。
- (3) 資料の利用についての説明、助言、指導等に関すること。
- (4) 資料の専門的又は技術的な調査研究に関すること。
- (5) 郷土の歴史についての講演会、講習会等の開催に関すること。

(職員)

第5条 博物館に、次の職員を置く。

- (1) 館長
- (2) 副館長
- (3) 課長
- (4) 副主幹
- (5) 主任専門職員
- (6) 主任専門学芸員
- (7) 主任文化財専門員
- (8) 主任
- (9) 専門職員
- (10) 専門学芸員
- (11) 文化財専門員
- (12) 主任学芸員
- (13) 学芸員

(開館時間)

第3条 博物館(瀬戸内海歴史民俗資料館を除く。次条第1項において同じ。)の開館時間は、次に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 次号及び第3号に掲げるもの以外の施設 午前9時から午後5時まで

(2) 駐車場 午前9時から午後10時まで

(3) 企画展示室 午前9時から午後5時まで(金曜日にあつては、午前9時から午後7時30分まで)

2 瀬戸内海歴史民俗資料館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

3 教育委員会は、必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、臨時に、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第4条 略

(1) 略

(2) 12月29日から翌年1月3日までの日

2 瀬戸内海歴史民俗資料館の休館日は、次のとおりとする。

(14) その他の職員

(職務)

第6条 館長は、上司の命を受けて、博物館の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 副館長は、館長を補佐し、館長に事故があるときは、その職務を行う。

3 課長は、上司の命を受けて、課の事務を処理する。

4 副主幹及び主任は、上司の命を受けて、事務を処理する。

5 主任専門職員、主任専門学芸員、主任文化財専門員、専門職員、専門学芸員、文化財専門員、主任学芸員及び学芸員は、上司の命を受けて、博物館の専門的事務を処理する。

6 その他の職員は、上司の命を受けて、事務又は技術に従事する。

(開館時間)

第7条 博物館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、博物館の施設のうち駐車場については、午前9時から午後10時までとする。

2 前項本文の規定にかかわらず、金曜日における企画展示室の開館時間は、午前9時から午後7時30分までとする。

3 館長は、必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、臨時に、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第8条 博物館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 1月4日から4月28日まで、5月6日から7月19日まで及び9月1日から12月28日までの間の月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)

(2) 12月29日から翌年1月3日まで

(1) 月曜日(その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)

(2) 12月29日から翌年1月3日までの日

3 教育委員会は、必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、臨時に、休館日を変更し、又は休館日を設けることができる。

(利用の許可を要する施設)

第5条 博物館のうち条例第4条の許可を受けなければならない施設は、企画展示室、講堂及び研修室(以下「企画展示室等」という。)とする。

(利用の許可)

第6条 条例第4条前段の規定による利用の許可(以下「利用許可」という。)を受けようとする者は、香川県歴史博物館利用許可申請書(第1号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の香川県歴史博物館利用許可申請書は、利用しようとする日(2日以上継続して利用しようとする場合は、その初日)の1年前から7日前までに提出しなければならない。ただし、教育委員会が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

3 教育委員会は、利用許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可をしないことができる。

(1)～(3) 略

4 利用許可には、博物館の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(利用の許可の変更)

第7条 利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、条例第4条後段の規定による変更の許可(以下「変更許可」という。)を受けようとするときは、香川県歴史博物館利用許可変更申請書(第2号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

2 前条第3項及び第4項の規定は、変更許可について準用する。

(利用の中止の届出)

第8条 利用者は、施設の利用を中止しようとするときは、香川県歴史博物館利用中止届(第3号様式)により、教育委員会に届け出なければならない。

2 館長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、休館日を変更し、又は休館日を設けることができる。

(利用の許可)

第9条 博物館の施設のうち企画展示室、講堂又は研修室(以下「企画展示室等」という。)を利用しようとする者は、香川県歴史博物館利用許可申請書(第1号様式)を館長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の香川県歴史博物館利用許可申請書は、利用しようとする日(2日以上継続して利用しようとする場合は、その初日)の1年前から7日前までに提出しなければならない。ただし、館長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

3 館長は、第1項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしないことができる。

(1)～(3) 略

4 第1項の許可には、博物館の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(利用の許可の変更)

第10条 前条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、香川県歴史博物館利用許可変更申請書(第2号様式)を館長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前条第3項及び第4項の規定は、前項の許可について準用する。

(利用の中止の届出)

第11条 利用者は、施設の利用を中止しようとするときは、香川県歴史博物館利用中止届(第3号様式)により、館長に届け出なければならない。

(使用料)

第9条 略

(使用料の還付)

第10条 次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める額の使用料を還付する。

- (1) 略
- (2) 変更許可により過納額が生じたとき。 当該過納額
- (3) 企画展示室等を利用する日(2日以上継続して利用する場合は、その初日)の1月前までに第8条の規定による届出があったとき。 半額

(観覧料の免除)

第11条 略

- (1)～(7) 略
- 2～6 略

7 第1項第6号に掲げる者は、あらかじめ、観覧料免除申請書(第4号様式)を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

(観覧料の減額)

第12条 略

(利用の許可の取消し等)

第13条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可若しくは変更許可を取り消し、又は博物館の利用の停止を命ずることができる。

- (1) この規則の規定に違反し、又は教育委員会の指示に従わなかったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により利用許可又は変更許可を受けたとき。
- (3) 第6条第3項各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (4) 第6条第4項(第7条第2項において準用する場合を含む。)の規定により付された許可の条件に違反したとき。
- (5) 納期日までに使用料を納付しないとき。

(使用料)

第12条 略

(使用料の還付)

第13条 館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める額の使用料を還付する。

- (1) 略
- (2) 利用の許可の変更により過納額が生じたとき。 当該過納額
- (3) 企画展示室等を利用する日(2日以上継続して利用する場合は、その初日)の1月前までに第11条の規定による届出があったとき。 半額

(観覧料の免除)

第14条 次の各号のいずれかに該当する者については、総合展示室及び部門展示室の観覧料を免除する。

- (1)～(7) 略
- 2～6 略
- 7 第1項第6号に掲げる者は、あらかじめ、観覧料免除申請書(第4号様式)を館長に提出し、その許可を受けなければならない。

(観覧料の減額)

第15条 略

(利用の許可の取消し等)

第16条 館長は、利用者又は第10条第1項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条第1項又は第10条第1項の許可を取り消し、又は博物館の利用の停止を命ずることができる。

- (1) この規則の規定に違反し、又は館長の指示に従わなかったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により第9条第1項又は第10条第1項の許可を受けたとき。
- (3) 第9条第4項(第10条第2項において準用する場合を含む。)の規定により付された許可の条件に違反したとき。
- (4) 納期日までに使用料を納付しないとき。

(入館の拒否等)

第14条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、博物館への入館を拒否し、又は博物館からの退館を命ずることができる。

(1)～(3) 略

(損害賠償の責任)

第15条 利用者は、その責めに帰すべき理由により利用許可若しくは変更許可を取り消され、又は利用を停止されたために損害を被る場合においても、その損害の賠償を請求することができない。

2・3 略

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか、博物館の管理に関し必要な事項は、別に定める。

別表 (第9条関係)

1～5 略

(入館の拒否等)

第17条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、博物館への入館を拒否し、又は博物館からの退館を命ずることができる。

(1)～(3) 略

(損害賠償の責任)

第18条 利用者は、その責めに帰すべき理由により利用の許可を取り消され、又は利用を停止されたために損害を被る場合においても、その損害の賠償を請求することができない。

2・3 略

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか、博物館の管理に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

別表 (第12条関係)

1～5 略

第1号様式 (第6条関係)

香川県歴史博物館利用許可申請書

年 月 日

香川県教育委員会 殿

申請者 住 所

氏 名

(団体にあつては、その名称及び代表者の氏名)

電話番号 () -

香川県歴史博物館の利用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

※利用する施設	企画展示室 (全面・A・B)・講堂・研修室												
利用日時	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで												
利用目的	行事等の名称												
	行事等の内容												
	利用予定人数												
※冷暖房の使用	有 (冷房・暖房)・無												
附属設備及び器具の使用	品 名	単 位	利用日及び利用数量										
			月 日 ()	月 日 ()	月 日 ()	午前	午後	午前	午後				
	講 堂 ・ 研 修 室	演台	式										
		司会者台	台										
		机	脚										
		いす	脚										
		マイクロホン	本										
		講堂用拡声装置	式										
		研修室用拡声装置	式										
		講堂用ビデオプロジェクター	式										
		研修室用ビデオプロジェクター	式										
		資料提示装置	台										
		調光装置	式										
		ホリゾンライト	列										
		サスペンションライト	列										
		ボーダーライト	列										
	シーリングライト	列											
	企 画 展 示 室	展示ケースA	台										
		展示ケースB	台										
		展示ケースC	台										
展示ケースD		台											
展示ケースE		台											
展示台		台											
スポットライト	台												
※電気特別使用	有 ・ 無	(電気器具の種別及び定格消費電力)											
利用責任者	住 所												
	氏 名												
	連絡先 () -												
備 考													

注1 ※印欄は、該当するものを○で囲んでください。

2 午前とは午前9時から正午までをいい、午後とは午後1時から午後5時までをいいます。

第1号様式 (第9条関係)

香川県歴史博物館利用許可申請書

年 月 日

香川県歴史博物館長 殿

申請者 住 所

氏 名

(団体にあつては、その名称及び代表者の氏名)

電話番号 () -

香川県歴史博物館の利用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

※利用する施設	企画展示室 (全面・A・B)・講堂・研修室												
利用日時	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで												
利用目的	行事等の名称												
	行事等の内容												
	利用予定人数												
※冷暖房の使用	有 (冷房・暖房)・無												
附属設備及び器具の使用	品 名	単 位	利用日及び利用数量										
			月 日 ()	月 日 ()	月 日 ()	午前	午後	午前	午後				
	講 堂 ・ 研 修 室	演台	式										
		司会者台	台										
		机	脚										
		いす	脚										
		マイクロホン	本										
		講堂用拡声装置	式										
		研修室用拡声装置	式										
		講堂用ビデオプロジェクター	式										
		研修室用ビデオプロジェクター	式										
		資料提示装置	台										
		調光装置	式										
		ホリゾンライト	列										
		サスペンションライト	列										
		ボーダーライト	列										
	シーリングライト	列											
	企 画 展 示 室	展示ケースA	台										
		展示ケースB	台										
		展示ケースC	台										
展示ケースD		台											
展示ケースE		台											
展示台		台											
スポットライト	台												
※電気特別使用	有 ・ 無	(電気器具の種別及び定格消費電力)											
利用責任者	住 所												
	氏 名												
	連絡先 () -												
備 考													

注1 ※印欄は、該当するものを○で囲んでください。

2 午前とは午前9時から正午までをいい、午後とは午後1時から午後5時までをいいます。

第2号様式 (第7条関係)

香川県歴史博物館利用許可変更申請書

年 月 日

香川県教育委員会 殿

申請者 住 所

氏 名

(団体にあつては、その名称及び代表者の氏名)

電話番号 () -

年 月 日付けで許可のあつた香川県歴史博物館の利用について、次のとおり変更したいので申請します。

	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
変 更 の 内 容			
変 更 の 理 由			
備 考			

第2号様式 (第10条関係)

香川県歴史博物館利用許可変更申請書

年 月 日

香川県歴史博物館長 殿

申請者 住 所

氏 名

(団体にあつては、その名称及び代表者の氏名)

電話番号 () -

年 月 日付けで許可のあつた香川県歴史博物館の利用について、次のとおり変更したいので申請します。

	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
変 更 の 内 容			
変 更 の 理 由			
備 考			

第3号様式 (第8条関係)

香川県歴史博物館利用中止届

年 月 日

香川県教育委員会 殿

届出者 住所

氏名

(団体にあつては、その名称及び代表者の氏名)

電話番号 () -

年 月 日付けで許可のあった香川県歴史博物館の利用について、次のとおり中止したいので届け出ます。

許可 済の 内容	行事等の名称	
	利用日時	
	利用する施設	
中止の理由		
備考		

第3号様式 (第11条関係)

香川県歴史博物館利用中止届

年 月 日

香川県歴史博物館長 殿

申請者 住所

氏名

(団体にあつては、その名称及び代表者の氏名)

電話番号 () -

年 月 日付けで許可のあった香川県歴史博物館の利用について、次のとおり中止したいので届け出ます。

許可 済の 内容	行事等の名称	
	利用日時	
	利用する施設	
中止の理由		
備考		

第4号様式 (第11条関係)

観覧料免除申請書

年 月 日

香川県教育委員会 殿

申請者 住所
氏名

次により入室したいので観覧料を免除してください。

目 的	
学 校 名	
人員 (引率者を 除く。)	
引率者職氏名	
入 室 日 時	年 月 日 () 時 分 から 時 分 まで

第4号様式 (第14条関係)

観覧料免除申請書

年 月 日

香川県歴史博物館長 殿

申請者 住所
氏名

次により入室したいので観覧料を免除してください。

目 的	
学 校 名	
人員 (引率者を 除く。)	
引率者職氏名	
入 室 日 時	年 月 日 () 時 分 から 時 分 まで

(香川県文化会館規則等の一部を改正する規則の一部改正)

第4条 香川県文化会館規則等の一部を改正する規則(平成18年香川県教育委員会規則第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="232 331 322 363">附 則</p> <p data-bbox="143 408 1093 740">2 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営されている身体障害者更生援護施設、同法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営されている知的障害者援護施設又は同法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営されている精神障害者社会復帰施設の在籍者で、当該施設の職員が引率の上入室するものについては、第1条の規定による改正後の香川県文化会館規則第11条第1項及び第3条の規定による改正後の香川県歴史博物館規則第11条第1項の規定にかかわらず、同法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、なお従前の例により観覧料を免除する。</p>	<p data-bbox="1218 331 1308 363">附 則</p> <p data-bbox="1146 408 2096 817">2 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営されている身体障害者更生援護施設、同法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営されている知的障害者援護施設又は同法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営されている精神障害者社会復帰施設の在籍者で、当該施設の職員が引率の上入室するものについては、第1条の規定による改正後の香川県文化会館規則第14条第1項、第2条の規定による改正後の瀬戸内海歴史民俗資料館規則第9条第1項、第3条の規定による改正後の香川県歴史博物館規則第14条第1項及び第4条の規定による改正後の香川県立東山魁夷せとうち美術館規則第7条第1項の規定にかかわらず、同法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、なお従前の例により観覧料を免除する。</p>

(瀬戸内海歴史民俗資料館規則等の廃止)

第5条 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 瀬戸内海歴史民俗資料館規則(昭和48年香川県教育委員会規則第9号)
- (2) 香川県美術展覧会規則(昭和52年香川県教育委員会規則第1号)
- (3) 香川県美術工芸研究所規則(昭和54年香川県教育委員会規則第14号)
- (4) 香川県漆芸研究所規則(昭和57年香川県教育委員会規則第12号)
- (5) 香川県県民ホール規則(昭和63年香川県教育委員会規則第17号)
- (6) 香川県立東山魁夷せとうち美術館規則(平成16年香川県教育委員会規則第20号)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正前の香川県文化会館規則第1号様式から第4号様式までによる用紙は、当分の間、使用することができる。
- 3 第3条の規定による改正前の香川県歴史博物館規則第1号様式から第4号様式までによる用紙は、当分の間、使用することができる。